奈良県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・田原南地区）計画を変更しようとするので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　縦覧期間

平成二十年二月二十五日から同年三月十七日まで

二　縦覧場所

奈良市役所

三　その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対し意見書を提出することができる。